

時間額表示等の影響について

1. 時間額表示の影響

- 地域別最低賃金が日額表示から時間額表示へと移行したことに伴い、ランク内格差、ランク間格差(絶対値)が大幅に縮小となった(Aランクを除く)。
 - 各ランクの最低賃金額(平均値)が小さくなるため、当額に一定の引上げ率を掛けて算定される引上げ額は小さくなる。
- 各ランクの引上げ額に差が生じにくくなる。

ランク	最低賃金額(平均)		ランク内格差(最高額-最低額)		ランク間格差	
	平成13年(日額)	平成20年(時間額)	平成13年	平成20年	平成13年	平成20年
Aランク	5597	747	2	43	149	1
Bランク	5311	698	305	45	-195	-19
Cランク	5122	669	469	55	-17	9
Dランク	4843	629	57	5	—	—

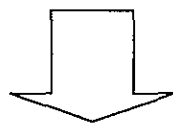
2. 低い引上げ率の影響

- 現状のような低い引上げ率では、各ランクごとの金額差が生じにくくなる。
 - A～Dランクで引上げ額の差が生じるのは、3%程度の引上げ率となった場合である。
- *引上げ率はバブル期以降、低下傾向で推移してきたが、平成19・20年度では上昇。直近で3%を超えたのは、平成5年度の3.1%。
- ランク間の金額差の最も少ないBランクとCランクで引上げ額に差が生じるのは、2%程度の引上げ率となった場合である。

ランク	最低賃金額(平均)	ランクごとの金額差	伸び率及び引上げ額													
			0.1	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0
Aランク	747	49	1	1	2	3	4	4	5	6	7	7	15	22	30	37
Bランク	698	29	1	1	2	3	3	4	5	6	6	7	14	21	28	35
Cランク	669	40	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7	13	20	27	33
Dランク	629	-	1	1	2	3	3	4	4	5	6	6	13	19	25	31

3. ランク設定の影響等

- 従来の引上げ率の水準及び日額での表示方式の下では、各ランクごとに異なる引上げ額の目安が提示されることにより、ランクの設定(どのランクに属するか)や5年ごとのランクの振分けの見直しは、一定の影響を与えていた。
- 従来目安は、各ランクに振り分けられた都道府県の地域別最低賃金額の単純平均に、各ランク同一の引上げ率を乗じて、各ランクごとに引上げ額を算定して提示されてきたところ。しかしながら、平成18年度以降の目安では、こうした従来の考え方を踏まえつつも、各ランク同一の引上げ率を用いるものとはなっていない。



- 日額表示から時間額表示への移行や低い引上げ率が続く中で、ランク設定の意義が相対的に薄れてきていたが、近年、目安の算出方法が従来と異なってきていることにより、必ずしもランクの設定やランク振分けの見直しによる影響が小さいとは言えない状況となっている。